

瀬戸内町農業委員会総会議事録

1.開催日時 令和7年8月25日(金)10時から11時00分

2.開催場所 瀬戸内町役場4階委員会室

3.出席委員 (8人)

会長	6番	吉見	洋和
会長職務代理者	10番	永井	利一
	2番	久原	美樹
	3番	峯	俊一郎
	7番	森	正三郎
	8番	碩	悟
	9番	岡野	正郎
	11番	川島	博

4.欠席委員 (2人)

5.議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会期の決定について

第3 議案第13号 農地法第3条の規定による許可について

第4 議案第14号 非農地証明について

第5 報告第18号 農用地利用集積等促進計画の認可及び公表について

第6 報告第19号 農用地等の利用権の合意解約同意について

第7 報告第20号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

第8 報告第21号 農地の使用貸借解約通知書について

第9 報告第22号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

第10 協議会

(1) 行事予定について

(2) その他

6.農業委員会事務局職員

局長 永井 健一郎

次長 内 忠廣

主幹 田中 秀幸

会計年度任用職員 大黒 佐江子

7.農林課農業振興係職員

主幹 川畑 金徳

会計年度任用職員 金久 平次

8.会議の概要

事務局主幹	<p>おはようございます。</p> <p>ただいまから第8回瀬戸内町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日の委員の出席状況でございますが、出席委員は8名で定足数に達しており、本日の総会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>それでは、吉見会長に挨拶をお願いします。</p>
会長	<p>【挨拶】</p>
事務局主幹	<p>ありがとうございました。</p> <p>それではこれより議事に入ります。瀬戸内町農業委員会会議規則第6条に基づきまして、吉見会長に議長をお願いします。</p>
議長	<p>これより会議を開きます。</p> <p>日程第1、議事録署名議員の指名を行います。議席番号10番、永井委員、議席番号11番、川島委員の2名を指名いたします。</p> <p>次に日程第2、会期は本日の1日間といたします。</p>
議長	<p>次に、日程第3の議案第13号1、農地法第3条の規定による許可についてを議案とし、調査委員から説明を求めます。森委員。</p>
7番委員	<p>議案第13号1、農地法第3条の規定による許可についての調査報告いたします。調査員が私と永井委員、事務局から田中さんの三人で調査を行いました。</p> <p>土地の表示</p> <p>①瀬戸内町大字久根津字蔵当原60番、畑、159㎡、 譲渡人、名古屋市〇〇〇〇番地、〇〇〇〇氏 譲受人、瀬戸内町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇氏 譲渡理由は贈与です。</p> <p>購入後は果樹（タンカン）を栽培予定です。</p>
議長	<p>調査報告は終わりました。</p> <p>この案件について質疑はございませんか。</p>
	<p>委員より「なし」の声あり</p>
議長	<p>質疑ないようですので、これより採決を行います。議案第13号1について、賛成の方は挙手願います。</p> <p>【全員挙手】</p> <p>賛成多数と認めます。議案第13号1は可決いたしました。</p> <p>次に、議案第13号2について調査委員から説明を求めます。岡野委員。</p>
9番委員	<p>議案第13号2、農地法第3条の規定による許可についての調査報告いたします。調査員が私と森委員、事務局から田中さんの三人で調査を行いました。</p> <p>土地の表示</p> <p>①瀬戸内町大字嘉鉄字伊須俣原1193番2、畑、545㎡、 ②瀬戸内町大字嘉鉄字伊須俣原1194番乙、畑、52㎡、 ③瀬戸内町大字嘉鉄字伊須俣原1196番、畑、712㎡、合計3筆で1309㎡です。</p> <p>譲渡人、瀬戸内町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇氏 譲受人、瀬戸内町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇氏</p>

	<p>譲渡理由は贈与です。 購入後はタンカン、野菜、シイタケを栽培予定です。</p>
議長	<p>調査報告は終わりました。 この案件について質疑はございませんか。</p>
	<p>委員より「なし」の声あり</p>
議長	<p>質疑ないようですので、これより採決を行います。議案第 13 号 2 について、賛成の方は挙手願います。</p> <p>【全員挙手】</p> <p>賛成多数と認めます。議案第 13 号 2 は可決いたしました。</p> <p>次に、日程第 4 の議案第 14 号「非農地証明」についてを議題とし、調査委員から説明を求めます。査委員。</p>
3 番委員	<p>議案第 14 号、非農地証明について調査報告いたします。</p> <p>土地の表示</p> <p>①瀬戸内町大字阿多地字伊場田原 29 番、畑、214 m²、合計 1 筆 214 m²</p> <p>願出人、瀬戸内町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇氏</p> <p>登記名義人、瀬戸内町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇氏</p> <p>代理人、奄美市〇〇〇〇番地、〇〇〇〇氏</p> <p>非農地に至った理由並びに現在の管理状況</p> <p>30 年前から耕作をしていないため、原野化している。</p> <p>証明書を必要とする理由</p> <p>現況に則した地目変更をするため。</p> <p>証明書発行基準につきましては、瀬戸内町農業委員会非農地証明書交付事務処理要領第 2 条第 1 項第 3 号を適用しております。</p> <p>以下はお目通し願います。</p> <p>なお、届出人と代理人の関係は親子となっております。</p>
議長	<p>調査報告は終わりました。この案件について質疑はございませんか。碩委員。</p>
8 番委員	<p>願出人がいて代理人がいるとはどういう意味合いなのか。</p>
川畑主幹	<p>願出人は登記名義人と同じですが、死亡しているため代理人が申請しています。</p>
8 番委員	<p>死亡している者が、意思がないのに願出るといことはおかしいのではないか。</p>
内次長	<p>県などにも確認しながら様式を見直したいと思います。</p>
議長	<p>他に質疑はありませんか。</p>
	<p>委員より「なし」の声あり</p>
議長	<p>質疑ないようですので、これより採決を行います。議案第 14 号について、賛成の方は挙手願います。</p> <p>【全員挙手】</p> <p>賛成多数と認めます。議案第 14 号は可決いたしました。</p> <p>次に、日程第 5 の報告第 18 号「農用地利用集積等促進計画認可及び公告について」を議題とし、事務局から説明を求めます。</p>
田中主幹	<p>報告第 18 号、農用地利用集積等促進計画認可及び公告について</p> <p>認可・公告年月日は令和 7 年 7 月 17 日で</p>

	<p>契約開始日が令和7年8月1日です。</p> <p>内容につきましては、2件で畑2筆。</p> <p>農地中間管理権の設定を行う出し手2人。</p> <p>農地中間管理権の設定を行う受け手1人。</p> <p>合計面積 682㎡となっております。</p> <p>それでは、個々にご説明いたします。資料の10ページをご覧ください。</p> <p>整理番号20番、農地の所在地、大字久根津字前田原480、現況地目「畑」429㎡。出し手が〇〇〇〇氏、受け手が〇〇〇〇氏、賃借権によるもので、存続期間は10年間となっております。</p> <p>整理番号21番、農地の所在地、大字久根津字前田原475、現況地目「畑」253㎡。出し手が〇〇〇〇氏、受け手が〇〇〇〇氏、賃借権によるもので、存続期間は10年間となっております。</p>
議長	事務局より第18号の報告がありました。質疑はありませんか。
	委員より「なし」の声あり
議長	<p>質疑ないようですので以上で、報告第18号は終わります。</p> <p>次に、日程第6の報告第19号「農用地等の利用権の合意解約同意」について事務局から説明を求めます。</p>
田中主幹	<p>報告第19号1、農地等の利用権の合意解約について</p> <p>土地の表示</p> <p>①瀬戸内町大字網野子字川内770番2、畑、991㎡</p> <p>②瀬戸内町大字網野子字赤平535番1、畑、579㎡、合計2筆1570㎡</p> <p>通知者</p> <p>貸人、瀬戸内町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇氏</p> <p>借人、瀬戸内町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇氏</p> <p>貸借契約の内容、農地中間管理事業に係る利用権、賃貸借、</p> <p>貸借期間、令和4年8月1日から令和9年7月31日</p> <p>合意解約の合意が成立した日、令和7年7月31日</p> <p>合意による解約をした日、令和7年6月9日</p> <p>農地の引渡しの時期、令和7年8月31日</p> <p>届出の年月日、令和7年8月4日</p> <p>合意解約の理由、経営規模縮小・労力不足</p> <p>報告第19号2</p> <p>土地の表示</p> <p>①瀬戸内町大字網野子字福地490番4、畑、352㎡</p> <p>②瀬戸内町大字網野子字福地490番5、畑、631㎡、合計2筆893㎡</p> <p>通知者</p> <p>貸人、瀬戸内町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇氏</p> <p>借人、瀬戸内町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇氏</p> <p>貸借契約の内容、農地中間管理事業に係る利用権、賃貸借、</p> <p>貸借期間、平成28年2月1日から令和8年1月31日</p>

合意解約の合意が成立した日、令和7年7月31日

合意による解約をした日、令和7年6月9日

農地の引渡しの時期、令和7年8月31日

届出の年月日、令和7年8月4日

合意解約の理由、経営規模縮小・労力不足

報告第19号3

土地の表示

①瀬戸内町大字網野子字金久田102番1、畑、432㎡

②瀬戸内町大字網野子字福地495番3、畑、1723㎡、合計2筆2155㎡

通知者

貸人、埼玉県〇〇〇〇番地、〇〇〇〇氏

借人、瀬戸内町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇氏

貸借契約の内容、農地中間管理事業に係る利用権、賃貸借、

貸借期間、平成29年3月1日から令和9年2月28日

合意解約の合意が成立した日、令和7年7月31日

合意による解約をした日、令和7年6月9日

農地の引渡しの時期、令和7年8月31日

届出の年月日、令和7年8月4日

合意解約の理由、経営規模縮小・労力不足

報告第19号4

土地の表示

①瀬戸内町大字網野子字赤平520番2、畑、595㎡

通知者

貸人、鹿児島市〇〇〇〇番地、〇〇〇〇氏

借人、瀬戸内町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇氏

貸借契約の内容、農地中間管理事業に係る利用権、賃貸借、

貸借期間、令和3年2月1日から令和13年1月31日

合意解約の合意が成立した日、令和7年7月31日

合意による解約をした日、令和7年6月5日

農地の引渡しの時期、令和7年8月31日

届出の年月日、令和7年8月4日

合意解約の理由、経営規模縮小・労力不足

報告第19号5

土地の表示

①瀬戸内町大字網野子字祖443番1、畑、2293㎡

通知者

貸人、瀬戸内町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇氏

借人、瀬戸内町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇氏

貸借契約の内容、農地中間管理事業に係る利用権、賃貸借、

貸借期間、令和4年12月31日から令和9年12月30日

合意解約の合意が成立した日、令和7年7月31日

合意による解約をした日、令和7年6月6日

農地の引渡し時期、令和7年8月31日

届出の年月日、令和7年8月4日

合意解約の理由、経営規模縮小・労力不足

報告第19号6

土地の表示

①瀬戸内町大字網野子字赤平 501 番 6、畑、810 m²

②瀬戸内町大字網野子字祖 447 番 4、畑、1243 m²、合計 2 筆、2053 m²

通知者

貸人、奄美市〇〇〇〇番地、〇〇〇〇氏

借人、瀬戸内町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇氏

貸借契約の内容、農地中間管理事業に係る利用権、賃貸借、

貸借期間、平成28年3月1日から令和8年2月28日

合意解約の合意が成立した日、令和7年7月31日

合意による解約をした日、令和7年6月10日

農地の引渡し時期、令和7年8月31日

届出の年月日、令和7年8月4日

合意解約の理由、経営規模縮小・労力不足

報告第19号7

土地の表示

①瀬戸内町大字網野子字川内 756 番 5、畑、733 m²

②瀬戸内町大字網野子字川内 756 番 8、畑、366 m²

③瀬戸内町大字網野子字川内 756 番 9、畑、661 m²

④瀬戸内町大字網野子字祖 442 番 1、畑、187 m²

⑤瀬戸内町大字網野子字祖 442 番 2、畑、590 m²

⑥瀬戸内町大字網野子字祖 442 番 6、畑、78 m²

⑦瀬戸内町大字網野子字祖 458 番 1、畑、1034 m²、合計 7 筆、3649 m²

通知者

貸人、瀬戸内町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇氏

借人、瀬戸内町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇氏

貸借契約の内容、農地中間管理事業に係る利用権、賃貸借、

貸借期間、令和3年2月1日から令和13年1月31日

合意解約の合意が成立した日、令和7年7月31日

合意による解約をした日、令和7年6月24日

農地の引渡し時期、令和7年9月30日

届出の年月日、令和7年8月4日

合意解約の理由、経営規模縮小・労力不足

報告第19号8

土地の表示

①瀬戸内町大字網野子字福地 475 番 1、畑、833 m²

通知者

	<p>貸人、瀬戸内町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇氏 借人、瀬戸内町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇氏 貸借契約の内容、農地中間管理事業に係る利用権、賃貸借、 貸借期間、平成 31 年 3 月 1 日から令和 11 年 2 月 28 日 合意解約の合意が成立した日、令和 7 年 7 月 31 日 合意による解約をした日、令和 7 年 6 月 9 日 農地の引渡しの時期、令和 7 年 9 月 30 日 届出の年月日、令和 7 年 8 月 4 日 合意解約の理由、経営規模縮小・労力不足</p> <p>報告第 19 号 9</p> <p>土地の表示 ①瀬戸内町大字網野子字野 420 番 1、畑、276 m²</p> <p>通知者 貸人、瀬戸内町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇氏 借人、瀬戸内町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇氏 貸借契約の内容、農地中間管理事業に係る利用権、賃貸借、 貸借期間、令和 3 年 3 月 1 日から令和 13 年 2 月 28 日 合意解約の合意が成立した日、令和 7 年 7 月 31 日 合意による解約をした日、令和 7 年 6 月 9 日 農地の引渡しの時期、令和 7 年 9 月 30 日 届出の年月日、令和 7 年 8 月 4 日 合意解約の理由、経営規模縮小・労力不足</p> <p>以上です。</p>
議長	事務局より報告第 19 号 1 から 9 の報告がありました。質疑はありませんか。
	委員より「なし」の声あり
議長	<p>質疑ないようですので、報告第 19 号は終了します。</p> <p>次に、日程第 7 の報告第 20 号の「農地法第 18 条 第 6 項の規定による合意解約について」事務局から第 20 号 1 から第 20 号 3 の報告をお願いします。</p>
田中主幹	<p>報告第 20 号 1、農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について</p> <p>土地の表示 ①瀬戸内町大字須子茂字オセ原 597 番 6、畑、12237 m²</p> <p>通知者 賃貸人、瀬戸内町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇氏 賃借人、瀬戸内町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇氏 貸借契約の内容、農業経営基盤強化促進法による利用権、賃貸借、 貸借期間、平成 27 年 2 月 1 日から令和 17 年 1 月 31 日 合意解約の合意が成立した日、令和 7 年 5 月 31 日 合意による解約をした日、令和 7 年 5 月 31 日 農地の引渡しの時期、令和 7 年 6 月 30 日 届出の年月日、令和 7 年 7 月 11 日</p>

	<p>合意解約の理由、双方合意による解約</p> <p>報告第 20 号 2</p> <p>土地の表示</p> <p>①瀬戸内町大字蘇刈字溝田原 655 番 1、畑、295 m²</p> <p>②瀬戸内町大字蘇刈字赤田 773 番 2、畑、471 m²</p> <p>③瀬戸内町大字蘇刈字赤田 774 番 2、畑、1472 m²、合計 3 筆、2238 m²</p> <p>通知者</p> <p>賃貸人、瀬戸内町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇氏</p> <p>賃借人、東京都〇〇〇〇番地、〇〇〇〇氏</p> <p>貸借契約の内容、農業経営基盤強化促進法による利用権、賃貸借、</p> <p>貸借期間、令和 4 年 9 月 1 日から令和 9 年 8 月 31 日</p> <p>合意解約の合意が成立した日、令和 7 年 6 月 27 日</p> <p>合意による解約をした日、令和 7 年 6 月 27 日</p> <p>農地の引渡しの時期、令和 7 年 7 月 30 日</p> <p>届出の年月日、令和 7 年 7 月 22 日</p> <p>合意解約の理由、双方合意による解約</p> <p>報告第 20 号 3</p> <p>土地の表示</p> <p>①瀬戸内町大字諸鈍字耳田原 1093 番、畑、214 m²</p> <p>②瀬戸内町大字諸鈍字耳田原 1094 番、畑、304 m²、合計 2 筆、518 m²</p> <p>通知者</p> <p>賃貸人、大阪府〇〇〇〇番地、〇〇〇〇氏</p> <p>賃借人、瀬戸内町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇氏</p> <p>貸借契約の内容、農業経営基盤強化促進法による利用権、賃貸借、</p> <p>貸借期間、令和 6 年 3 月 31 日から令和 26 年 3 月 30 日</p> <p>合意解約の合意が成立した日、令和 7 年 7 月 18 日</p> <p>合意による解約をした日、令和 7 年 7 月 18 日</p> <p>農地の引渡しの時期、令和 7 年 8 月 5 日</p> <p>届出の年月日、令和 7 年 8 月 5 日</p> <p>合意解約の理由、双方合意による解約</p> <p>以上です。</p>
議長	事務局より報告第 20 号 1 から 3 の報告がありました。質疑はありませんか。
	委員より「なし」の声あり
議長	<p>質疑ないようですので、報告第 20 号は終了します。</p> <p>次に、日程第 8 の報告第 21 号の「農地の使用貸借解約通知書について」事務局から報告をお願いします。</p>
	報告第 21 号、農地の使用貸借解約通知書について
	<p>土地の表示</p> <p>①瀬戸内町大字秋徳字小勝 951 番、畑、1187 m²</p> <p>②瀬戸内町大字秋徳字小勝 953 番、畑、1876 m²、合計 2 筆、3063 m²</p>

	<p>通知者 貸人、瀬戸内町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇氏 借人、瀬戸内町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇氏 貸借契約の内容、農地中間管理事業に係る利用権、賃貸借、 貸借期間、令和6年5月1日から令和9年4月30日 合意解約の合意が成立した日、令和7年7月23日 合意による解約をした日、令和7年7月23日 農地の引渡しの時期、令和7年7月31日 届出の年月日、令和7年8月5日 合意解約の理由、双方合意による解約 以上です。</p>
議長	<p>事務局より第21号の報告がありました。 質疑はありませんか。</p>
	<p>委員より「なし」の声あり</p>
議長	<p>質疑ないようですので以上で、報告第21号は終わります。 次に、日程第9の報告第22号の「農地法第3条の3第1項の規定による届け出 について、事務局から第22号1から第22号4の報告をお願いします。</p>
	<p>報告第22号1、農地法第3条の3第1項の規定による届出について 土地の表示 ①瀬戸内町大字与路字前田原607番、畑、183㎡ 権利を取得した者、瀬戸内町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇氏 権利を取得した日、平成24年2月28日 権利を取得した事由、相続 取得した権利の種類及び内容、種類、所有権 農業委員会によるあっせん等の希望の有無、希望する 届出の年月日、令和7年7月23日</p> <p>報告第22号2 土地の表示 ①瀬戸内町大字小名瀬字神通589番1、畑、1086㎡ ②瀬戸内町大字小名瀬字神通589番3、畑、129㎡ ③瀬戸内町大字小名瀬字神通589番9、畑、11㎡、合計3筆、1226㎡ 権利を取得した者、兵庫県〇〇〇〇番地、〇〇〇〇氏 権利を取得した日、平成29年4月4日 権利を取得した事由、相続 取得した権利の種類及び内容、種類、所有権 農業委員会によるあっせん等の希望の有無、希望しない 届出の年月日、令和7年7月23日</p> <p>報告第22号3 土地の表示 ①瀬戸内町大字蘇刈字深作121番、畑、1215㎡</p>

	<p>②瀬戸内町大字蘇刈字深作 122 番 1、畑、535 m²</p> <p>③瀬戸内町大字蘇刈字深作 122 番 2、畑、152 m²</p> <p>④瀬戸内町大字蘇刈字大緑 342 番、畑、545 m²</p> <p>⑤瀬戸内町大字蘇刈字浦底 880 番 1、畑、231 m²、合計 5 筆、2678 m²</p> <p>権利を取得した者、瀬戸内町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇氏</p> <p>権利を取得した日、令和 7 年 7 月 17 日</p> <p>権利を取得した事由、時効取得</p> <p>取得した権利の種類及び内容、種類、所有権</p> <p>農業委員会によるあっせん等の希望の有無、希望しない</p> <p>届出の年月日、令和 7 年 7 月 28 日</p> <p>報告第 22 号 4</p> <p>土地の表示</p> <p>①瀬戸内町大字久根津字前田原 386 番、畑、146 m²</p> <p>権利を取得した者、瀬戸内町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇氏</p> <p>権利を取得した日、令和 7 年 7 月 15 日</p> <p>権利を取得した事由、時効取得</p> <p>取得した権利の種類及び内容、種類、所有権</p> <p>農業委員会によるあっせん等の希望の有無、希望しない</p> <p>届出の年月日、令和 7 年 7 月 28 日</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局より第 22 号の報告がありました。</p> <p>質疑はありませんか。碩委員。</p>
8 番委員	<p>時効取得の場合に農業委員が内容等を調査する必要はないのか。</p>
田中主幹	<p>相続や時効取得は農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定により届出をすることが義務付けられていますが、相続や時効取得した農地について農業委員が調査する必要は特にありません。</p>
議長	<p>他に質疑はありませんか。</p>
	<p>委員より「なし」の声あり</p>
議長	<p>質疑ないようですので以上で、報告第 22 号は終わります。</p> <p>次に、日程第 10 の協議会に移りたいと思います。事務局から説明をお願いします。</p>
田中主幹	<p>諸般の報告をいたします。</p> <p>令和 7 年 7 月 18 日金曜日、農業者年金研修会を総会終了後に開催しております。</p> <p>次に行事予定ではありますが、</p> <p>令和 7 年 9 月 2 日月曜日開催の令和 7 年度農業者年金加入推進特別研修会に会長が参加を予定しております。</p> <p>令和 7 年 9 月 11 日木曜日から 12 日金曜日の 2 日間開催の農業委員会サポートシステム・タブレット操作説明会に田中主幹が参加を予定しております。</p> <p>令和 7 年 9 月 26 日金曜日に第 9 回農業委員会総会を予定しております。</p>

議長	諸般の報告及び行事予定の説明がありました。 質疑はありませんか。
	委員より「なし」の声あり
議長	質疑ないようですので、次に「その他」で委員及び推進委員、事務局から何かありませんか。内次長。
内次長	農地の利用状況調査、農地パトロールを9月10日から実施いたしますので、よろしく願いいたします。
議長	他に何かありませんか。峯委員。
3番委員	農業委員の活動中にイノシシなどに襲われてケガをした場合には何か補償はあるのか。
川畑主幹	農業委員及び推進委員の皆さんは全て公務災害補償制度に加入しておりますので、ケガなどされた場合には保険金が支払われます。
議長	他に何かありませんか。 ないようですので、以上を持ちまして、第8回農業委員会総会を終了いたします。お疲れさまでした。

本議事録は、事務局職員に記載させたものであるが、相違ないので署名する。

令和7年8月22日

署名委員

署名委員